

仕様書

1 業務名

京都広河原美山線越境樹木等除去業務

2 業務目的

車道部への越境及びカーブ付近での視距阻害が生じている樹木等を除去し、道路利用者の安心安全を確保するもの。

3 履行期限

令和8年9月15日まで

4 履行場所

京都市左京区鞍馬本町他地内 京都広河原美山線

5 業務範囲

別紙参照（箇所図、写真）

6 業務内容

- (1) 車道部に越境及び視距を阻害している樹木等を除去すること。
- (2) 樹木等の除去範囲について、沿道に工作物（ガードレール、石積み、柵・ネット類等）がある場合はその工作物が視認できるようにすること。工作物がない場合はAs舗装端を目安とする。上方向についても可能な限り除去すること。
- (3) 別紙写真を参照すること。
- (4) 着手前、施工中、完成後の写真を提出すること。

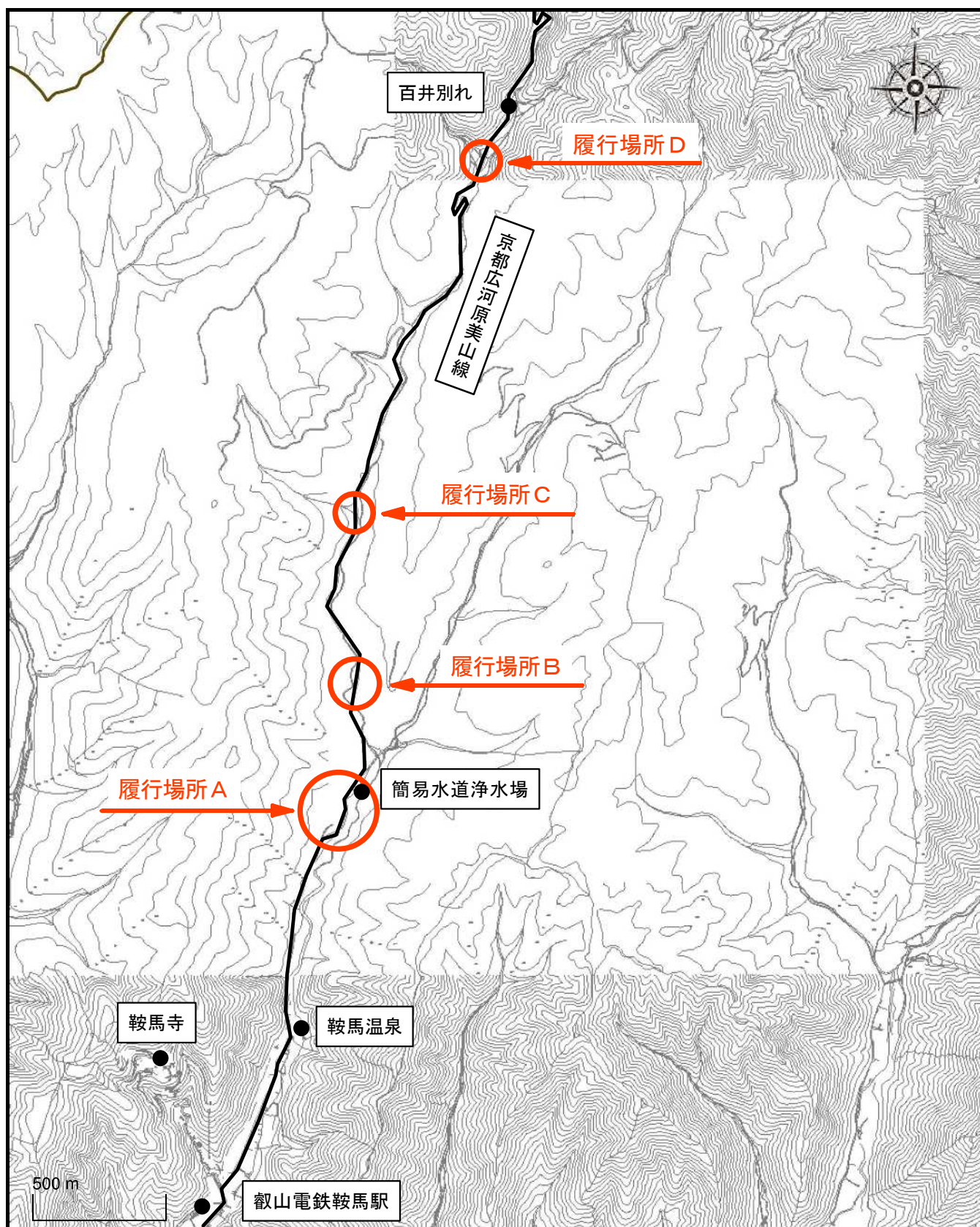
7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- (1) 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は本業務に含む。
- (2) 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は本業務に含む。
- (3) 道路利用者等の安全を確保し、適切な規制のうえ作業すること。道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。
- (4) 作業実施者の安全管理は、受託者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時までとする。
- (6) 問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受託者の責任において対応すること。

箇所図



1 / 20000



